

男女共同参画会議(第48回)議事録

日時：平成28年3月15日(火) 17:15～18:00

場所：総理大臣官邸2階小ホール

【出席者】

議長	菅 義偉	内閣官房長官
議員	高市 早苗	総務大臣
同	岩城 光英	法務大臣
同	麻生 太郎	財務大臣(代理 坂井 学 財務副大臣)
同	馳 浩	文部科学大臣
同	塩崎 恭久	厚生労働大臣(代理 とかしき なおみ 厚生労働副大臣)
同	森山 裕	農林水産大臣
同	石井 啓一	国土交通大臣(代理 山本 順三 国土交通副大臣)
同	丸川 珠代	環境大臣(代理 平口 洋 環境副大臣)
同	河野 太郎	国家公安委員会委員長
同	加藤 勝信	内閣府特命担当大臣(男女共同参画)
同	家本 賢太郎	株式会社クララオンライン代表取締役社長
同	大塚 陸毅	東日本旅客鉄道株式会社相談役
同	柿沼 トミ子	全国地域婦人団体連絡協議会会長
同	鹿嶋 敬	一般財団法人女性労働協会会長
同	勝間 和代	経済評論家・中央大学客員教授
同	佐藤 博樹	中央大学大学院戦略経営研究科教授
同	高橋 史朗	明星大学教授
同	辻村 みよ子	明治大学法科大学院教授
同	林 文子	横浜市長
同	宗片 恵美子	特定非営利活動法人イコールネット仙台代表理事
出席者	島尻 安伊子	内閣府特命担当大臣(科学技術政策)
同	高鳥 修一	内閣府副大臣
同	高木 宏壽	復興大臣政務官
同	山田 美樹	外務大臣政務官
同	星野 剛士	経済産業大臣政務官
同	杉田 和博	内閣官房副長官

## 【議事次第】

### 1 開会

### 2 議題

- ・「女性活躍加速のための重点方針2016」の策定に向けた検討方針について
- ・専門調査会の設置について

### 3 閉会

## 【配布資料】

- 資料1 「女性活躍加速のための重点方針2016」の検討方針について  
(加藤大臣提出資料)
- 資料2 専門調査会の設置について(案)
- 資料3 女性に対する暴力の根絶について(辻村議員提出資料)
- 資料4 女性活躍推進法認定マーク「えるぼし」について(厚労副大臣提出資料)

参考資料 男女共同参画社会基本法・男女共同参画会議令(抄)

## 【議事録】

### 1. 開会

○男女共同参画担当大臣　それでは、ただいまから第48回の「男女共同参画会議」を開催させていただきますと思います。

昨年12月には、男女共同参画・女性活躍に関する今後5年間の基本的な方向を示した「第4次男女共同参画基本計画」を閣議決定いたしました。議員の皆様方には、精力的に御審議をいただきまして、改めて御礼を申し上げたいと思います。

また、今後、計画に掲げた成果目標の達成に向け、各般の施策を着実に実施していかなければなりません。本日は、そのために策定する「女性活躍加速のために重点方針2016」に盛り込むべき内容について、御議論をいただきたいと思います。

### 2. 議題

#### (1) 「重点方針2016」の検討方針、専門調査会の設置について

○男女共同参画担当大臣　資料1

それでは、お手元にございます資料1に沿って御説明をさせていただきます。

今回の「重点方針2016」は、「基本計画」の策定と「女性活躍推進法」の本格施行後、初めて策定されるものとなります。

基本計画に掲げた成果目標を着実に達成するため、基本計画で強調した長時間労働等の働き方や男性の家事・育児等への参画が進まない現状等の変革。②積極的な女性の採用・育成・登用の促進。③困難を抱えた女性の安全・安心な暮らしの実現を中心に、重点的に進めるべき具体策を盛り込むべきと考えております。

女性活躍の主流化に向けて、伊勢志摩サミットの関係閣僚会議の成果も取り込み、5月26、27日の首脳会合に向け、我が国の姿勢及び取組を打ち出していきたいと思います。

次に、検討する主な具体策でありますけれども、まず、「多様な働き方の推進、男性の暮らし方・意識の変革」として、非正規雇用の女性の待遇改善、長時間労働の削減、公共調達を活用したワーク・ライフ・バランス推進の加速、男性の家事・育児・介護等への主体的参画の促進について打ち出していきたいと思います。

また、「指導的地位に女性が占める割合30%程度」の達成に向けた参画拡大・人材育成として、公務部門の取組加速や、将来指導的地位につく女性の人材育成策の抜本的な充実、農山漁村における女性リーダーの育成、男性経営者の女性活躍へのコミットメントへの拡大を図っていく。

さらには、性犯罪への対策の推進など、女性に対する暴力について施策を盛り込んでいきたいと思います。

最後に、通称使用に係る課題の調査検討や、税制・社会保障制度等の見直しについても議論を深めていただきたいと思います。

これらを初めとした重点的に取り組むべき事項については、各界各層の英知を集めて検

討を行うため、資料2にございますけれども、この会議のもとに「重点方針専門調査会」を設置し、調査検討を進めていきたいと考えております。資料2

私からの概要の説明は以上でございます。

## (2) 意見交換

### ○男女共同参画担当大臣

それでは、意見交換をお願いしたいと思います。まず有識者の議員の方から、恐縮ですが3分程度で御発言をいただきたいと思います。柿沼議員、お願いいたします。

○柿沼議員 いつも大変お世話になっております。女性活躍推進法ができて、私たちは非常に明るい希望を持っております。そして、重点項目が今、大臣のほうからお示しをいただきました。その中で幾つか重ねてのお願いということになるかと思っております。

働く女性を中心にいたしました女性活躍のためのものですが、私たちの婦人団体は沖縄から北海道まで、現場の地域密着型でございます。そこで、私たちの考える、また現実に日常の中で感じておりますことを申し上げさせていただきますが、働く女性だけではなく、やはり男性も含めた長時間労働を短時間、もう少し労働時間短縮のほうに日本全体として向けていていただきたいと思っております。そして、男性の非正規雇用も非常に多い中で、正規雇用をふやしていただき、しっかりとお金を確保して結婚して子供が産める、安心した日常を定義していただきたいと思っております。

税制の改正の中にも関係がありますが、103万円とか130万円の壁を破っていただきたいというように思うわけでございます。そういったことを進めるに当たっては、小さな企業さんは非常に圧迫をされますので、企業への導入支援ということをしつかりと国としては中小企業支援を強めていただきたいというように思っております。それは家族構成の中でお年寄りの方々も、うちのママは、うちのパパはということで非常に心配している中から発生する問題であるかと思っております。

農業のことで申し上げさせていただきますが、私のうちも農協の組合員でありまして、周りにはキュウリ農家、トマト農家、稲作農家がたくさんあります。今、6次産業につきまして、女性の参加促進ということが叫ばれておりまして、女性たちも非常に気持ちは前向きになっております。しかしながら、なかなか現場ではまだまだ意識の改革が進んでおりません。女性が勉強に行ったりいろいろなところに視察に行ったりということが十分にできにくい状況もあります。そういうときに、やはり官の権威でバックアップをしていく、そういう国から、県から、市から言われたからということに対しては非常に力強い後ろ盾になるかと思っておりますので、そういうことで女性の能力を引っ張り出すところを手伝っていただきたいと思っております。

厚生労働省で100歳表彰とかもやっぺいらっしゃいますが、ああいうものが非常に喜ばれている地域の実態です。表彰という仕組みも何かにつけて使っていただければというよう

に思うわけです。また、農村地域ですと、嫁にまだ相続権がありませんので、農業の持続をすることに対して、これは私も体験があるのですが、ばらばらになってしまいますので、そういう嫁の人権をどう守って地域の力をつないでいくかということに少し力を貸していただきたいと思います。

教育の分野で言いますと、これはDVとも絡むのですが、男女共同参画教育をぜひしていただきたい。そして、男女共同参画は女の人が楽をして男の人が痛めつけられるということではない社会ですから、そここのところの義務と責任、また、3.11の経験もありますが、生かされている、生きているということの意味をもっと子供たちに虐待や殺人の発生する中できっちりと教えていただく教育を、道徳というものをもっと入れ込んでいただきたいと思います。

最後に地域のことなのですが、私たちの周りでは、今、女性の消防団員をふやしております。地域を守るということで、やはり消防署の職員も女性をふやしておりますが、暮らし、安全ということで、自衛隊あるいは警察官の女性の活躍もそうですが、消防団員ということのいわゆる報酬を月給として受け取らなくてもさまざまな形で参加していくということが必要であろうかと思えます。労働の分野での女性活躍ということになります。太陽のように自分で光る人、月のように光を受けて光る人、星の瞬きのように1等星から5等星まで、それぞれが輝く社会だと思います。そして、地域の中で、個の家族を超えて地域とか世代間の連携。これをつくっていくということが、例えば若い世代は自分たちは割が合わない世代だと、年寄りも、私たちはこれだけ働いてきて何で年金が減らされているのか。それぞれが被害意識を持った中ではいい将来はありません。子供たちに対して、そして働いてお金を得る人だけが輝く社会ではなくて、地域を担う人たちの無償のボランティア活動が十分に認められる、そこにも輝く社会ということが生きているのだということで、今後取り組んでいただければと思います。

以上が私からのお願いでございますが、どうぞ地域の一般的な考え方ということでお受け取りをいただきたいと思えます。よろしくお願いを申し上げます。

○男女共同参画担当大臣 柿沼議員、ありがとうございました。

続いて、鹿嶋議員、お願いいたします。

○鹿嶋議員 資料2ですが、一番最後に基本問題・影響調査専門調査会、監視専門調査会及び計画策定専門調査会は廃止ということが書いてあります。もちろん計画策定専門調査会は第4次の計画策定が終了しましたので、これは結構なのですが、監視専門調査会の復活のお願いというのが私の発言の趣旨でございます。

御承知のように、監視と影響調査というのは男女共同参画社会基本法の22条に基づくもので、これは「参考資料」をおめくりいただければ、その後ろに22条の1項から4項まで書いてあります。今度新たにできる重点方針専門調査会ももちろん説明文を見ると、やは

り監視、それから影響調査といったことが書いてあります。それでもいいとは思いますが、ただ、1つの重点方針専門調査会の中で、果たしてこの監視と影響調査とさらに新たな概算要求、いろいろな調査をするということのほかにも女性活躍2016も策定せざるを得ないと思うのです。1つの専門調査会で、そういうところまで本当に手が伸ばせるのかどうかという点が気になります。

特に今回は資料2の後ろのページ、別紙を見ていただきたいのですが、第4次の基本計画の中にジェンダー予算の考え方を導入したわけですが、これは大変素晴らしいことだと思いますし、去年の女性活躍2015にもこれは入っていたわけですが、これを第4次計画にも入れた。ジェンダー予算の考え方も考慮しつつ、広範かつ多岐にわたる課題に対応して施策の充実強化を図る。そして、その点について、男女共同参画会議における監視・影響調査等の機能を十分に活用し、実効性を高めるといえるようになるのですけれども、このジェンダー予算は、いわゆる予算案の策定から執行から、成果に対する評価の一連のPDCAの流れのチェックをどこかできちっとやらざるを得ない。そうなってくると、それをやるのは男女共同参画会議の監視専門調査会であろうと私は思っておりますし、北欧諸国の文献も今回いろいろ読んでみたのですが、きちっとした監視体制を持っているわけです。ですから、そういうことまで考えますと、しかもジェンダー予算のようなことまで考えますと、監視についてはある程度機能強化のような方向も必要で、もちろん考え方として重点方針専門調査会の中でやるというのは結構なのですけれども、やはり独立した機能としてやったほうがいいのではないかと。

ちなみに2004年から2011年までは、監視・影響調査専門調査会として、この監視と影響調査は一緒にやってきたのですが、これが大変だということで現在は基本問題・影響調査専門調査会、監視専門調査会というようにばらしてあります。私はできれば監視と影響調査を一緒にやったほうがいいと思うのですけれども、ただ、それも大変だということでばらした経緯がある。でも、今度は重点方針専門調査会は3つぐらいやるわけです。そうなってくると果たしてできるのかなという疑問がわきます。

ぜひ加藤大臣に再検討していただきたいと思っております。重点方針専門調査会の中に監視を専門とするワーキング・グループあるいは影響調査を専門とするグループ、そういうものを中に組織しても結構です。ある程度独立した流れでやっていく必要がある。

過去に、私のやってきた経験から言いますと、大体3カ月から4カ月ぐらいのサイクルでテーマを変えて行って、そして問題があればこの参画会議で意見決定していただくというような方法をとってきたのです。男女共同参画会議の大きなメリットは、諮問、答申というような形以外に私どもで調査して意見決定していただけるという迅速性があるわけで、その点につきましても改めてお願いできればと思っております。よろしく申し上げます。

○男女共同参画担当大臣 ありがとうございました。

続いて、勝間議員、お願いいたします。

○勝間議員　こんにちは。勝間です。

大臣の皆さん、そして議員の皆さんに質問があります。「保育園落ちた日本死ね」、国会で何度かこのブログが取り上げられていますが、このブログの全文を読んだ方、手を挙げていただけますか。ぜひここにいらっしゃる皆さんには全文を読んでもらいたいです。全文を読みますと、あれがどれだけ心の叫びかということがよくわかると思います。読めば読むほど、私も当事者として、第1子、第3子、1回ずつ落ちております。落ちたときに恐らく全く同じ思いをしました。なぜ子供を産んで、十数万人しかキャパシティーがないのです。どうして一億総活躍と言いながら、キャパシティーが10万人ぐらいしかないのでしょうか。これはおかしいと思いませんか。

例えば202030で希望する、30%の女性が活躍する。できません。ですので、保育園は全入が基本だと思っております。どうして今、全入のために予算がついていないのでしょうか。全入のためには、保育士の待遇改善から用地買収からさまざまなことが必要です。しかし、それをやらずして女性の活躍推進は不可能です。これははっきり当事者の声をずっと聞いて歩いていますし、断言させていただきます。

しかも、その文面が今回の資料にも載っておりません。保育園に関して、全入その他に関しては、コミットされておられません。もちろん、安倍首相を初め皆さんが口頭でおっしゃっているのはよく存じ上げております。しかし、そのことが最優先事項として国民に知らしめられ、それについて予算が割り当てられているようには私たちには思えません。ですので、ここであの声は、今、デモも起きていますが、本当に真実の声です。私がもし子供を育てるときにブログという手段がありましたら必ず同じことを言ったと思います。ぜひ皆さん、あのブログの全文を読んでください。あそこにはうそ偽りのない本当の心が書かれています。そのブログを読んでもまだ心が動かない方がいたら、私は驚きます。

ぜひ皆さん、あのブログを読んで、あるいはいろいろな人の話を聞いて、保育園の全入のための手だてをどうかお願いしたい。それが私の心からの願いです。

○男女共同参画担当大臣　ありがとうございました。

続いて、高橋議員、お願いいたします。

○高橋議員　1点、具体的に要望したいことがございます。

それは1週間前に公開されました国連の女子差別撤廃委員会の最終見解と日本政府の見解についてでございます。具体的に申し上げますと、お手元に配付されました先ほどの資料2の裏でございます。ここに別紙として第4次基本計画の抜粋がございます。この中のIVの2の③というところが該当する箇所でございます。女子差別撤廃条約に基づく女子差別撤廃委員会からの最終見解などに関し、同条約の積極的遵守の観点から、男女共同参画会議は、各府省における対応方針の報告を求め、必要な取組などを政府に対して要請すると書かれております。

一方、この資料にはないのですけれども、この前段には、女子差別撤廃条約等の国際的な議論及び政府見解などについて、情報提供に努め、特に若者を初めとする幅広い年齢層の国民に対し、それらの理解を深めるための取組を積極的に実施すると明記しております。

この国連の委員会の最終見解が日本政府の見解を十分に踏まえていないという現状がありますので、今後の具体的な取組におきまして、国連の委員会と日本政府の見解の一方に偏ることのないように、バランスのとれた情報提供への配慮を要望したいと思います。

これは国連のユネスコの記憶遺産、国際諮問委員会にも同じような問題がございまして、南京登録がされましたが、これを決定した国際諮問委員会、14人のメンバー、誰一人として資料を見た人はおりません。にもかかわらず決定された。そして、決定されて5カ月がたっているにもかかわらず、いまだに中国側は目録以外は公開されていないのです。こういう実態がございまして、そういう国連の委員会の実態も踏まえて公平な情報提供、事実の発信が必要であると思います。

以上でございます。

○男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

続いて、辻村議員、お願いいたします。

○辻村議員 **資料3**

女性に対する暴力に関する専門調査会の立場から発言させていただきます。

お手元の資料3を御覧いただきたいと思いますが、第4次基本計画の中では第7分野に基本的な考え方や取組が詳細に論じられております。資料3では、具体的な取組の中で、9つの四角で囲んだ、それぞれの課題を挙げておりますけれども、いずれも深刻な問題でございまして、御承知のように、DVだけでなくストーカー事案などが社会的に非常に大きな影響を与えているという現実がございまして、これに対して、専門調査会といたしましては、赤字で書きました部分、例えば、データのあり方や広報のあり方について検討する必要があると考えております。これはDV法やストーカー規制法が改正されておりますが、なかなか若者にも知られていないという現状がございまして、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力にも適用になっており、一般にデートDVと言われるものが部分的に認められているわけですけれども、このあたりも今後周知徹底していかなければいけないと思っております。

また、2と3では、被害者支援の拡充が課題となりますが、本日は4の性犯罪への対策に関して、ワンストップ支援センターの設置促進について、具体的に御支援をお願いしたいと思っております。資料の2枚目を見ていただければわかりますが、この第7分野で具体的に成果目標として数字を挙げましたものが幾つかありまして、この中で、行政が関与する性犯罪、性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置数につきまして、現在25カ所のところ、最低限都道府県に各1カ所は設置するという具体的な数字を目



標に掲げております。このようなワンストップセンターは性犯罪等の被害者に対して、医療の分野、警察、さらに弁護士などの法的な支援、民間の支援などの連携を図るため、可能な限り1カ所で迅速に対応するために必要な機関でございまして、被害者の状況や要望に応じて支援をしていくために、関係部局や民間支援団体等が連携して取り組むことが求められております。これは犯罪被害者等基本計画のほうでも掲げられているところですが、実際にはワンストップ支援センターをどのように、どこに設置したらいいのか、難しい問題もあると思います。ここで、現在ある25カ所と未設置の都道府県を列挙しておりますので、ぜひとも御承知おきいただきたいと思います。

なお、今回、暴力に関する専門調査会は継続となりましたが、先ほど鹿嶋議員から御発言がございましたように、影響調査は基本法22条の4号によって明示されている機能で、これを担う専門調査会がなくなりますことを危惧いたします。暴力専門調査会ではもちろんこれに関する調査も担当させていただきますが、それ以外の分野については、影響調査専門調査会を、今後、資料2の最下段の記載に従って復活していただくか、あるいは新設の重点方針専門調査会がカバーできるようにしていきたいと考えますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

それでは、林議員、お願いいたします。

○林議員 基礎自治体として、それから政令指定都市市長会の代表として御要請申し上げたいと思います。2点ございます。

民間事業所による事業主行動計画の策定を確実に進めていくことが重要なのですが、皆様御承知のように、労働者数の301人以上の民間事業者となると、事業者数の99%は中小企業ですから、できるだけ早期に、これは次世代育成推進法と同様に義務対象を101人以上の事業者まで広げる必要があると思うのです。これは少なくとも3年以内にそれが実現するように早期の検討をお願いいたします。

例えば300人以上の事業所というのは1万2,247カ所、これは全国ですが、100人以上としますと6万1,312になるわけです。ですから、これはそうしないとなかなか進まず、難しい。特に中小の事業所ではどのように行動計画を作成していいかということもあろうかと思っておりますので、横浜市はこれから中小企業を対象とした策定支援を進めてまいります。これは例えばスキルの研修であったり、社会保険労務士等を経済局から派遣して丁寧に説明するというのをやっていきたいと思っております。

2点目でございますけれども、それぞれの地方自治体が利用しやすい情報提供の支援をお願いしたいと思います。例えば他都市との比較ができるような状態がなかなか今ございません。厚生労働省の女性の活躍推進企業データベースでは、全国の企業における女性の活躍情報を掲載しておりますが、これは政令市、市町村単位での検索や一括でリスト化し

での活用はできないのです。都道府県単位なのです。ですから、具体的に比較できないのです。一つ一つの企業情報を個別に閲覧することは可能ですけれども、都市間で比較してお互いに成功事例を共有していくということが大事です。厚生労働省の賃金構造基本統計調査ですが、これは市町村データを活用できれば女性管理職の割合の把握とか、全国と比較が可能になるのですが、今は役職が国レベルでしか公表されておりません。総務省の労働力調査、これは毎年実施しておりますけれども、市町村データが活用できれば女性の就業状況等の把握と、全国比較が可能となります。今は都道府県のレベルでしか公表されておりません。もう少し具体的な比較ができるような支援が必要だと思います。

今、勝間議員がおっしゃいましたけれども、例えばこういった保育の問題もそうなのですが、実は共有されているようで共有されていないのです。やはり受け皿が絶対的に足りないのはもちろんですが、今、できることをやろうとすれば、ある程度成功事例を皆さんが共有できる状況が必要です。今、横浜市は受け皿は完璧ではないけれども、やはり一人一人に向き合うような保育コンシェルジュ制度など、何とかコミュニケーションをとることによって解決しようと努力しております。

以上でございます。

○男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

宗片議員、お願いいたします。

○宗片議員 NPO法人イコールネット仙台の宗片です。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、女性活躍推進について発言をさせていただきます。

女性管理職の割合についてですが、東北6県です。これはいずれも全国平均よりもずっと下回っております。つまり、東北の場合には女性管理職は大変少ないということに数字としては出ております。その上、震災から5年が経過をいたしましたけれども、被災地はまだまだ生活再建に時間がかかっている方々もおります。その中で、女性たちの雇用状況も決していい地域ばかりではありません。しかも企業の多くは従業員数300人以下の中小企業が多いわけでもありますので、そうした企業には非正規雇用はもちろんですが、ダブルワーク、ひとり親、そういった状況で働く女性が集中しております。そういう中では、女性が管理職に就くというのは到底道のりが遠いということは当然だと思っています。企業の規模によって、従業員数の規模によって、女性たちの間に格差がより一層広がるのではないかといった懸念も持っております。

しかし、企業にとっても規模に関係なく大変熱心に取り組んでいる企業も出てきておまして、これは人材育成が必要だというように思っておりまして、仙台の場合には、男女共同参画センターが女性リーダートレーニングプログラムというものを実施いたしました。これは1年間にわたるものなのですが、このプログラムの特徴は将来、責任のある立場で活躍を期待される女性社員が企業から推薦を受けて、参加費なども企業が負担をして、そ

して受講するというシステムになっております。ですから、この女性たちが企業で戻ったときにある程度期待をされる人材として活用されることが見通せるという意味では有効だというように思っています。

独自に人材育成プログラムを持っている企業もあるかと思うのですが、このように男女共同参画センターなどと連携をしながら、人材育成をしていくということも一つの方法ではないかというように思いますが、その際には、どうしても財政的な支援が必要になります。その点をぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

大塚議員、お願いいたします。

○大塚議員 ただいま地方に関するお話がありましたが、私もこれからの地方での推進体制をどうするのが非常に大事になると思います。現在、地域格差の問題がいろいろ言われていますが、男女共同参画の推進体制においても、地域格差の拡大が懸念されます。特に地方では、男女共同参画の推進者が一体誰なのか、曖昧であると言わざるを得ません。したがって、推進する人を明確にして、進めるのだということを強く打ち出すことが必要ですので、ぜひご検討いただきたいと思います。

また、喫緊の課題としては、先ほども出ていましたが、やはり待機児童の解消が急ぐべき課題だと思います。国会等でも相当議論もされておりますし、今後進んでいくと思いますが、それには相当な力を入れてやらないと難しい課題ですので、最優先事項の一つとして進めていただきたいと思います。

宣伝になって恐縮ですが、JR東日本では駅型保育園等を展開してきております。現在82カ所、定員が4,700人ではありますが、どこもすぐにいっぱいになるという状況です。早期に100カ所設置を達成しようと頑張っておりますが、このような問題に対しては、多くの企業や団体が、自分たちができる範囲で力を発揮していくということも非常に大事なことだと思っています。

○男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

ほかに、家本議員、お願いします。

○家本議員 1点だけ。通称使用にかかわるところの課題の点でございます。昨年末の最高裁の判決における多数意見の中で、通称使用に関して必ずしも社会的な課題について大きな支障があるわけではないというように読み取れるような部分もありました。そこについては、男女共同参画の観点からしっかりした調査検討が必要なのではないかというように思っておりまして、ぜひとも推進したいと思っております。よろしく申し上げます。

○男女共同参画担当大臣 よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、続いて閣僚の皆さんから御発言を恐縮ですが手短にお願いいたします。

まず、馳大臣、お願いします。

○文部科学大臣 文科省みずからも女性職員の積極的な採用・登用拡大に努め、また男女ともに仕事と家庭の両立が図られる職場環境の実現に向けて取り組んでおります。来年度においても多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実や科学技術・学術分野における人材育成など、女性の能力を最大限発揮できるよう、施策を展開してまいります。

以上です。

○男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

続いて、河野国家公安委員長、お願いいたします。

○国家公安委員会委員長 辻村議員からも女性に対する暴力の根絶について御発言がありましたので、女性に対する暴力への警察における取組について申し上げたいと思います。

警察では、全国の警察本部に性犯罪捜査指導官を設置するなどの体制整備を行っているほか、性犯罪被害者からの聴取、病院への付き添いなどについては、できるだけ女性警察官が対応するなど、被害者の心情に配慮した捜査を推進しております。

性犯罪被害者に関しては、緊急避妊等に要する経費を公費で負担をしてございます。平成28年度からは都道府県警察におけるカウンセリング費用の公費負担制度についても全国展開を図ってまいります。また、配偶者からの暴力事案、ストーカー事案等への施策として、被害者の安全の確保を最優先に、組織による迅速かつ的確な対応を推進してまいりたいと思います。対策に当たっては、関係機関、学校、職場等が連携し、社会全体で取組を行うことが必要であり、引き続き各省庁と協力してまいります。

○男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

それでは、島尻大臣、お願いいたします。

○島尻国務大臣 ありがとうございます。

科学技術政策担当大臣といたしまして、発言をさせていただきます。

去る1月22日に閣議決定いたしました第5期の科学技術基本計画では、女性の能力を最大限に発揮できる環境を整備し、その活躍を促進するということを掲げました。あわせて自然科学系全体での新規採用に占める女性研究者の割合を30%にすることを目標として掲げました。女性研究者の割合の国際比較を見てみると、残念ながら我が国は主要先進国の中で最も低くなっております。これらを何とかして改善していこうと思います。

これの数値目標を設定した狙いは、多様性でございまして、男性だけではなく、女性な

ど多様な人材があり、理工系の分野に参入することでイノベーションが活発になり、社会や経済が発展していくということを期待しております。

いろいろな例えば女子高生を初め、次代の科学技術・イノベーションを担う方々を対象としたいろいろなイベント等を企画させていただいておりますけれども、今後、このような取組を実施することで研究と出産、育児などの両立を支援する既存の取組の着実な実施なども含めて、各省庁の連携施策を科学技術の司令塔として、しっかりサポートしていきたいと思っております。

以上です。

○男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

とかしき厚労副大臣、お願いいたします。

○とかしき厚生労働副大臣 女性が輝く社会の実現は重要な課題であるということで、厚生労働省も積極的に取り組んでまいりました。今日、勝間議員のほうからお話がありました待機児童のお話なのですが、これは本当に女性の社会進出とある意味非常にリンクしている話でありますので、早急に緊急対策と、あと短期、中期、長期でしっかりと取り組んでいきたいなというように思っております。今まで厚生労働省も取り組んでまいりましたけれども、国民の皆様実感していただけるように、ここは力を入れていきたいと思っております。

あと、このほかに「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、女性活躍推進法がいよいよ来月施行になります。民間事業主部分の担当省といたしまして、今、その準備に全力を挙げているところでございます。

企業における女性の活躍の状況に関する情報を一元的にデータベース化しようということで今、登録をしていただいております。現在、1,447社、3月14日の時点でこれだけ登録していただいております。このほかに女性活躍推進法の認定マーク、これはお手元の資料4のほかここにパネルで用意してまいりましたが、今回は「えるぼし」という形でマークをつくらせていただきました。円が企業とか国をあらわしております、「L」がエレガントに力強く活躍する女性をイメージした形にさせていただいております。ミシュランのように1つ星、2つ星、3つ星という形にさせていただきまして、色も少しずつ濃くなっていくということで、これを使っていただきますと、女性活躍推進に積極的に取り組んでいる事業主だということで、いろいろな商品とか広告とか、そして名刺とか、そうしたものに使っていただければということで用意させていただきました。

このほかには、女性活躍のためには、男女とも継続就業できる環境を整えていくことが大変重要であると考えております。今国会では、育児・介護休業法や男女雇用機会均等法の改正法案を提出させていただいております。具体的には介護休業の分割取得、有期雇用の労働者の育児休業取得要件の緩和、いわゆるマタハラ防止義務、こういったものを内容

として盛り込ませていただいております。法案の早期の成立を目指しております。

また、厚生労働省本省の中に女性が活躍していくには長時間労働が問題だろうということで、長時間労働削減推進本部をつくらせていただき、さらに、都道府県の労働局には働き方改革推進本部を設けさせていただきまして、労働時間を含め、企業の働き方の見直しを推進しているところであります。

あと、都道府県の労働局の組織の見直しをさせていただきまして、来月から雇用環境・均等部を設置する予定でございます。ここでは女性の活躍推進や働き方改革等の政策をワンパッケージで効果的に推進するとともに、ハラスメントに関する労働相談について一体的に対応させていただこうと考えております。

このような政策を活用して、女性の活躍推進を進めていきたいと考えております。ありがとうございます。

○男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

それでは、最後に平口環境副大臣から、簡潔にひとつよろしく願いいたします。

○平口環境副大臣 環境省では、一般的に全省庁やっていると思うのですが、女性職員の採用・登用拡大計画に基づいて女性職員の採用・登用に努めております。また、育児休業、休暇取得を推進するなど、働きやすい環境整備も進めているところでございます。

個別の分野の視点としては、環境カウンセラー登録制度というものがございまして、これは市民や事業者が行う環境保全活動に対して助言を行うのでございますけれども、これについて女性の登録がふえるようにということ。また、自然公園指導員制度や、パークボランティア制度というもので、自然観察会の解説活動や美化清掃などの活用を行っているのですが、これの女性の割合をずっとふやしていくということに取り組んでいきたいと考えております。

そして、「グッドライフアワード」という表彰事業の中で、女性が活躍する環境活動を表彰するという事を通じて、女性の活躍の機会を普及拡大してまいりたいと考えております。

さらに、女性活躍に向けた環境の整備の観点から、環境省所管の国民公園や国立公園において、あらゆる人が快適に過ごせるように、ユニバーサルデザインによる施設整備や、アクセスに関する情報提供等に取り組んでいきたいと考えております。

大体以上でございます。

○男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

御議論は尽きないと思っておりますけれども、時間の関係がございまして。

なお、私も一億総活躍担当大臣として、勝間議員からお話がありました保育の問題、待機児童を含めて、国民会議で議論してこの春にまとめます「ニッポン一億総活躍プラン」、

これにしっかりと反映させていただきたいと思います。

専門調査会を設置させていただいて「重点方針2016」について調査検討を進めていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

それでは、「重点方針専門調査会」の会長と所属する専門委員等については、男女共同参画会議令に基づき、議長が指名することになっております。会長には佐藤議員が指名されております。よろしくお願いをしたいと思います。

本日の皆さんからの御意見を踏まえ、「重点方針専門調査会」において活発な調査検討をお願いしたいと思います。

また、専門調査会のつくりについて、鹿嶋議員からお話がありました。一応重点方針専門調査会では、監視あるいは影響調査をしていただくことになっておりますが、運営に当たっては、佐藤委員長とも相談をさせていただきながら、それぞれがしっかり展開できるように取組をさせていただきたいと思います。

一応そういうことでこれまで設置されておりました専門調査会のうち、女性に対する暴力に関する専門調査会では、引き続き暴力防止や被害者支援などに調査検討していただき、その他の専門調査会は廃止ということにさせていただきたいと思いますが、今、申し上げたように重点方針専門調査会でその辺も含めて運営も相談させていただきたいと思います。

それでは、最後、1点御報告でございますが、女子差別撤廃条約の実施状況について、去る3月7日に国連の女子差別撤廃委員会から最終見解が出されております。その関係については高橋議員からも先ほど御指摘もございました。その内容について、今、政府部内で精査をしております、詳細については追ってこの会議でも御報告をさせていただきたいと思っております。

それでは、ここでプレスが入ります。

(プレス入室)

○男女共同参画担当大臣 それでは、議長であります菅官房長官から御発言をいただきます。

○内閣官房長官 昨年末に閣議決定した「第4次男女共同参画基本計画」に掲げた成果目標を確実に達成するための初めての年であります。そのため、必要なあらゆる努力を絶え間なく行っていかなければならないと思います。

「女性活躍加速のための重点方針2016」、5月下旬をめどに取りまとめる予定でありますし、その検討方針について、加藤大臣から、公共調達を活用したワーク・ライフ・バランスの本格的な展開による多様な働き方の推進や男性の暮らし方・意識の改革。また、指

導的地位に女性が占める割合、30%目標の達成。そのために国家公務員「女性職員登用加速化重点項目」のさらなる推進など、公務部門の取組の加速。また将来指導的地位につく女性の人材育成策の抜本的な充実。そのために保育支援体制の充実の必要性について、こうしたことについて御議論をいただきました。この保育問題については、政府として、しっかりと責任をもって対応したいと思います。

また、各省におかれましては、本日の有識者の皆さんからの御意見、さらに、今後の重点方針専門調査会の議論も含めて、一億総活躍の取組や伊勢志摩サミットの関係閣僚会議、その成果にも留意し、「重点方針2016」に盛り込むべき施策の具体化をぜひ進めていきたいと思います。

本日はありがとうございました。

○男女共同参画担当大臣 では、プレスの方は御退室をお願いいたします。

(プレス退室)

### 3. 閉会

○男女共同参画担当大臣

以上をもちまして本日の会議は終了させていただきたいと思います。

ありがとうございました。

以上